

**令和6年度山口県移住促進デジタルマーケティング等に関する業務委託
に係る公募型プロポーザル応募要項**

1 目的

この要項は、令和6年度山口県移住促進デジタルマーケティング等に関する業務を委託する者を選定するための公募型プロポーザルについて必要な事項を定める。

2 業務の概要

(1) 業務の名称

令和6年度山口県移住促進デジタルマーケティング等に関する業務委託

(2) 業務内容

別添「令和6年度山口県移住促進デジタルマーケティング等に関する業務委託仕様書」のとおり

(3) 委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(4) 委託料の上限額

18,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 委託者（業務発注者）

「住んでみいね！ぶちええ山口」県民会議 会長 村岡 嗣政
（以下「委託者」という。）

4 事務局（契約手続き・業務実施等窓口）

「住んでみいね！ぶちええ山口」県民会議事務局
山口県総合企画部 中山間地域づくり推進課 やまぐち暮らし創造班
（以下「事務局」という。）

5 参加資格

この手続に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は第2項に規定する者でないこと。
- (2) 山口県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示（令和元年山口県告示第62号）に基づく資格審査を受けて、業務委託について入札参加資格を有する者であること。
- (3) この手続の開始の日から企画提案書の提出の日までの間のいずれの日においても山口県の業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

6 業務スケジュール

内 容	期 日	備 考
①公募開始	令和6年2月20日（火）	
②参加表明書の提出期限	令和6年2月28日（水）	別記様式1
③質問書の提出期限	令和6年2月28日（水）	別記様式2
④提案書等提出の提出期限	令和6年3月11日（月）	別記様式3・任意様式
⑤プレゼンテーション	令和6年3月中旬を予定	別途通知
⑥審査結果通知・契約締結	令和6年3月下旬以降	

※⑥の具体的な期日については、参加者に別途通知する。

7 参加表明書の提出

この手続への参加を希望する者は、「参加表明書」（別記様式1）を提出すること。

提出期限	令和6年2月28日（水）午後5時まで（必着）
提出方法	郵送、FAX又は電子メール送信のいずれかによること。 ※FAX又は電子メールで提出する場合は、送信後に必ず電話で受信の確認を行うこと。
提出先	「住んでみいね！ぶちええ山口」県民会議事務局 山口県 総合企画部 中山間地域づくり推進課 やまぐち暮らし創造班 〒753-8501 山口市滝町1-1 山口県庁7階 TEL:083-933-2554 FAX:083-933-2559 E-mail:uji-turn@pref.yamaguchi.lg.jp
備 考	この手続の開始後に5（2）に掲げる資格審査の申請をする場合は、その旨を明記すること。

8 本要項に関する質問

本要項に関する質問があれば、質問書（別記様式2）を提出すること。

提出期限	令和6年2月28日（水）午後5時まで（必着）
提出方法	郵送、FAX又は電子メール送信のいずれかによること。 ※FAX又は電子メールで提出する場合は、送信後に必ず電話で受信の確認を行うこと。
提出先	「住んでみいね！ぶちええ山口」県民会議事務局 山口県 総合企画部 中山間地域づくり推進課 やまぐち暮らし創造班 〒753-8501 山口市滝町1-1 山口県庁7階 TEL:083-933-2554 FAX:083-933-2559 E-mail:uji-turn@pref.yamaguchi.lg.jp
備 考	<ul style="list-style-type: none"> 令和6年2月28日（水）までに、個別の質問の場合を除き、参加表明書を提出した全ての者に対して回答を行うものとする。 なお、当該回答は、この要項、仕様書等を追加又は修正したものとして扱うものとする。

9 提案書等の作成

(1) プロポーザル参加申込書兼誓約書（別記様式3）

- ① 参加者の概要、統括責任者及び業務担当者、事業実績を記載すること。
- ② 別記様式3で10部提出すること。

(2) 提案書（様式任意）

- ① 企画提案者は、別添仕様書記載の業務に係り、以下の事項について提案すること。
なお、追加提案を記載する場合は、貴社が提示する見積の範囲内で実施すること。
- ② 体裁は原則A4版で表紙・目次を除き50ページ以内、用紙方向は横向き、横書き表示、ページ番号を必ず付番することとし、10部提出すること。

NO	区 分	内 容
1	提案概要	●提案の概要、業務実施における基本的な考え方等
2	仮説の設定と広告運用計画の作成	●移住促進等に関する取組の現状分析 ●広告運用計画の作成 (ターゲット設定及びカスタマージャーニーに係る仮説設定、広告の運用方針、広告物の作成方針等)
3	ターゲットに向けた広告の配信	●ディスプレイ広告に関する提案 ●検索連動型広告に関する提案
4	若者や女性、子育て世代等の移住体験談の発信	●移住体験談の発信に関する提案
5	オンラインセミナーの実施	●オンラインセミナーの実施に関する提案
6	YY！ターンセミナーの参加募集、PR	●YY！ターンセミナーの参加募集、PRに関する提案
7	目標設定	●県内市町の住民異動窓口で実施する転入者アンケート等により集計する移住者数 ●広告経由により相談申込フォーム及びオンライン相談システムを活用した相談件数 ●広告経由によるYY！ターンセミナーの参加者数 ●広告経由による支援サイトへのセッション数
8	配信結果の分析・効果測定及び結果報告	●広告運用状況の分析方法に関する提案 ●広告運用の見直しに関する提案
9	セミナー参加者等の移住状況の把握に係る提案	●セミナー参加者等の移住状況の把握に係る提案
10	支援サイトの改修に係る助言等	●支援サイトの改修に関する提案
11	SNSの運用支援及び助言・提案	●SNS運用に関する提案

12	実施体制	●業務を効果的に実施するためのプロジェクト体制等
13	実施スケジュール	●令和6年度末までの業務実施スケジュール
14	業務実績	●過去3年以内における類似案件の実績等
15	追加提案	●自社の優位性を活かした独自の追加提案

(3) 参考見積書（様式任意）

- ① 企画提案に係る算出根拠がわかるよう、わかりやすく区分した見積書を作成すること。
- ② 消費税及び地方消費税を含むこと。
- ③ 任意様式で10部提出すること。

(4) 会社概要（様式任意）

- ① 所在地や資本金、主な事業内容、従業員数など会社の概要がわかるものとする。パンフレット等、既存のもので可。
- ② 10部提出すること。

10 提案書等の提出方法

提出書類	9に掲げる書類一式
提出期限	令和6年3月11日（月）午後5時まで（必着）
提出方法	持参、郵送又は電子メールによること。 ※電子メールで提出する場合は、送信後に必ず電話で受信の確認を行うこと。
提出先	「住んでみいね！ぶちええ山口」県民会議事務局 山口県総合企画部中山間地域づくり推進課 やまぐち暮らし創造班 〒753-8501 山口市滝町1-1 山口県庁7階 TEL:083-933-2546 FAX:083-933-2559 E-mail:uji-turn@pref.yamaguchi.lg.jp
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・提案を提出するのは、1者につき1提案とする。 ・提出した書類は返還しない。また、提出期限後の書類の追加、修正等は認めない。 ・提案書は、本公募型プロポーザルの選定業者を決定するものであり、業務実施に当たっては、選定業者の提案書を基にして主催者と協議を重ねて実施するものとする。 ・電子メールで提出する場合はPDF形式とすること。また、委託者（事務局）で印刷する際、色彩等のイメージが変わってしまう可能性があるため留意のこと。

11 審査・選定方法等

(1) 審査方法

別に設置する審査委員会が、委託費の上限額の範囲内の見積金額を提示した各社の提案書について、プレゼンテーションを実施した上で最優秀提案者を決定する。

(2) プレゼンテーション

原則としてオンラインで実施する。

実施日時	令和6年3月中旬 ※参加者数が決定次第、具体的な日時を調整した上で、別途連絡。
時 間	30分程度（企画提案の説明：20分以内、質疑応答：10分程度）
準 備 物	・企画提案者側のオンライン会議に必要なインターネット通信環境及び機材（パソコン、カメラ、マイク等）は、企画提案者において用意すること。
備 考	・オンライン会議は、Web会議システム「Zoom」（Zoomビデオコミュニケーションズ社製）を使用して実施する。企画提案者側でのライセンス取得は不要。 ・提出した提案書等を使用してプレゼンテーションを実施し、提案内容を説明すること。 ・別途必要と認める場合は、追加資料の提出を求める場合がある。 ・応募が1社の場合でもプレゼンテーションを実施し、審査を行うものとする。 ・担当者と調整の上、事前に接続テストを実施する。

(4) 審査基準

別添「審査項目及び評価基準」のとおり

(5) 最優秀提案者の決定

審査委員会の委員が、提出された企画提案書について、プレゼンテーションの内容を踏まえた上で審査基準に基づき採点し、最も合計点の高かった者を最優秀提案者として1者を選定する。

なお、最優秀提案者以外の者についても、順位付けを行う。

12 審査の結果

審査結果は提案者全者に対して文書で通知を行うが、結果に係る説明は行わない。

13 契約の締結

選定された最優秀提案者（契約候補者）と委託者とが協議し、随意契約により本業務委託の手続きを行う。仕様書の内容については、見直すべき事項が生じた場合には、委託者との協議により、契約締結時に反映を行うこととする。

なお、協議が不調なときは、審査の結果が上位の者から順に契約締結の協議を行う。

14 失格事項

以下のいずれかに該当する場合は失格となる

- (1) 提出書類が期限までに提出されなかった場合
- (2) 提出書類に虚偽の内容を記載した場合
- (3) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (4) この要項に違反すると認められる場合
- (5) その他担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合

15 その他留意事項

- (1) 提案書等の作成、提出など提案に要する経費は、全て提案者の負担とする。
- (2) 提出された書類は審査等のため、必要な範囲において複製することがある。
- (3) この手続の開始後に、5（2）に掲げる資格審査の申請をする場合は、令和6年2月22日（木）午後5時までに山口県会計管理局会計課に申請書を提出すること。
- (4) 委託業者が決定され次第、当該業者は、参考見積書とは別に正式な見積書を提出すること。
- (5) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものに係る責任は、全て提案者が負うものとする。
- (6) この手続に参加した者が業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けることとなった場合は、審査の対象とせず、又は契約の締結を行わないことがある。
- (7) 委託者は予算の都合上その他やむを得ない理由があるときは、計画を変更または中止する場合がある。
なお、この場合において、受託予定者に損害が生じた場合であっても、その損害の賠償を委託者に請求できないものとする。

16 問い合わせ先

「住んでみいね！ぶちええ山口」県民会議事務局
山口県 総合企画部 中山間地域づくり推進課 やまぐち暮らし創造班
〒753-8501 山口市滝町1-1 山口県庁7階
TEL:083-933-2554 FAX:083-933-2559
E-mail:uji-turn@pref.yamaguchi.lg.jp

以上